

表1 上水道料金表 (消費税別) 【単位:円】

基本料金 (1カ月につき)				
口径	基本水量	改定前	改定後	
13 mm	10 立方メートルまで	1,650	1,850	
20 mm		3,200	3,600	
25 mm		5,200	6,000	
30 mm		9,400	10,800	
40 mm		12,500	14,400	
50 mm		20,000	23,000	
75 mm		48,000	55,500	
100 mm		82,000	95,000	
水量料金 (1カ月1立方メートルにつき)				
区分	段階別	改定前	改定後	
一般用	第1段 10立方メートルを超え、20立方メートルまでの分	170	195	
	第2段 20立方メートルを超え、50立方メートルまでの分	230	260	
	第3段 50立方メートルを超える分	290	330	
特殊用	用途	使用水量	改定前	改定後
	プール用		210	240
	公衆浴場用	10立方メートルを超える分	170	195
	臨時用		350	400

表2 簡易水道料金表 (消費税別) 【単位:円】

基本料金 (1カ月につき)			
口径	基本水量	改定前	改定後
13 mm	10 立方メートルまで	900	1,050
20 mm		1,700	2,000
25 mm		2,600	3,050
30 mm		4,700	5,500
40 mm		6,200	7,300
50 mm		9,800	11,500
75 mm		23,000	27,000
100 mm		40,000	47,000
水量料金 (1カ月1立方メートルにつき)			
区分	使用水量	改定前	改定後
一般用	10立方メートルを	90	105
臨時用	超える分	220	260

※料金は、基本料金と水量料金の合計額となります。

表3 下水道使用料金表 (消費税別) 【単位:円】

区分	排出汚水量	改定前	改定後
基本使用料	10立方メートルまで	1,300	1,400
	10立方メートルを超え、20立方メートルまで	135	150
超過使用料	20立方メートルを超え、50立方メートルまで	150	165
	50立方メートルを超え、200立方メートルまで	160	175
	200立方メートルを超えるもの	170	185

※料金は、基本使用料と超過使用料の合計額となります。

■上下水道料金の計算例 (1カ月当たり)

一般家庭で20立方メートルを使用した場合

○上水道料金 (口径13mm)

基本料金10立方メートルまで 1,850円…①

水量料金 (超過分) 195円×10立方メートル=1,950円…②

合計 ①+②=3,800円×1.05 (消費税) = 3,990円

3月までは3,517円 (473円の増)

○下水道使用料

基本使用料10立方メートルまで 1,400円…③

超過使用料 150円×10立方メートル=1,500円…④

合計 ③+④=2,900円×1.05 (消費税) = 3,045円

3月までは2,782円 (263円の増)

○上水道料金+下水道使用料

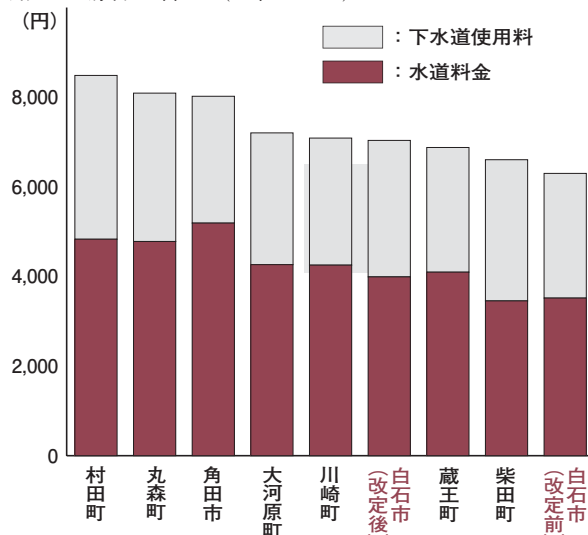
合計 上水道3,990円+下水道3,045円=7,035円

3月までは6,299円 (736円の増)

※1円未満の端数があるときは、それぞれ切り捨てます。

■近隣市町との比較

一般的な家庭の平均使用水量である20立方メートルを使用した場合の料金 (口径13mm)



※他市町の料金・使用料は平成22年3月1日現在のものです。

上下水道の開始・中止の届け出をお忘れなく

引っ越しなどで上下水道の利用をやめたいときや開始したいときは、届け出が必要です。印鑑を持参の上、上下水道事業所または市役所2階都市整備課で手続きをお願いします。

中止届の提出がなかったり遅れたりすると、水道を使用していない月も料金が発生してしまいます。また、電話のみでの受け付けはしていませんので、忘れずに提出してください。

平成22年4月使用分 (5月請求分) から
上下水道料金を改定します

問 上下水道事業所 ☎25-5522

広報しろいし2月号や3月号でお知らせしている通り、4月使用分 (5月請求分) から上下水道料金を改定します。厳しい経済状況の中、皆さまにはご負担をお掛けすることになりますが、安全でおいしい水と豊かな自然環境を守るため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

水道事業

平均改定率は

- ・ 上水道 13・27%
- ・ 簡易水道 16・71%

※詳細は、表1・表2の通りです。

水道事業は独立採算制

水 道は市民の生活や社会活動に欠かせない大切な施設です。本市では「安全で安心な水」を、皆さまに常にお届けできるように心掛けています。

本市の水道事業は、昭和29年4月の市政施行と同時に一部給水を開始して以来、市政の発展とともに、5次にわたる拡張事業を重ねてきました。未給水地区の整備拡充と配水池などの施設の整備に努め、平成20年度末現在の水道普及率は、96・97%

収入減と老朽化した施設を修繕するために

水道事業の経営は、使用者の皆さまに水を供給し、その対価として水道料金を徴収して経営しなければならぬ、「独立採算の原則」があり、常に経済性を追求しながら持続可能な経営に努める必要があります。

改定の理由

本市の水道事業は、平成7年4月の料金改定以降、事務の効率化や職員数の減など経費の削減に努め、現行の料金を維持してきました。

しかし、近年の給水人口の減少や節水意識の高まりにより、料金収入が大幅に減少しています。平成18年度以降の事業決算では赤字決算となり、今後も料

下水道事業

金収入の増加は見込めない状況です。さらに、今後は老朽管の更新や耐震化による敷設替えなどの費用が必要となります。今後も「水」を安定供給していくためには、現行の料金では費用の確保が困難な状況となり、今回の改定に踏み切りました。

平均改定率は 9・09%

豊かな自然を守るため

本市の下水道は昭和63年度より整備を進め、平成20

収入減と一般会計からの繰り入れを抑える

下水道事業は、水道事業と同じく独立採算の原則に基づき運営するため、家庭や事業所から出る汚水の排除や処理に要する費用は、使用者から徴収する使用料で賄います。

しかし、景気の低迷や水需要の減少により収入は伸び悩み、本来は使用料で賄うべき経費についても、一般会計からの繰り入れで補っている状況です。

このままでは、一般会計で実施すべきサービスに影響を及ぼすだけでなく、下水道が未整備の地域の方の負担も増大し、負担の公平性の原則からも適正を欠くこととなります。このことから、健全な管理運営を今後とも維持するために、使用料を改定することになりました。

なお、今回の改定は、農業集落排水処理施設使用料についても適用されます。

公共下水道への接続が新たに可能となります

平成21年度に工事を行った次の区域で、3月31日から公共下水道への接続ができるようになりました。該当する区域の皆さまには、受益者負担金や排水設備工事などの説明会を開催しますので、ぜひご出席ください。

また、下水道の処理区域になった日から3年以内に接続される方は、その資金の一部を金融機関から無利子で借り入れられる制度がありますので、ぜひご利用ください。工事の依頼は、市公認の排水設備工事業者に直接ご依頼ください。

●3月31日からの供用開始区域
東町五丁目一部、八幡町の一部、城南一丁目一部、田町三丁目一部、大平森合字森合沖の一部

※すでに公共下水道を使用できる区域にお住まいの方で、まだ接続されていない方は、早期の接続をお願いします。

